

いじめ防止基本方針

吹田市立岸部第二小学校
令和8年4月1日

(目的)

第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第二条)

※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(いじめの防止)

第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

- 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
 - 日常的に児童の行動の様子を把握する。
 - 欠席日数や登校状況等を注視し、情報を共有するコア会議を開く。(1回/週)
(組織は、管理職・首席・児童支援担当者・特別支援コーディネーター・養護教諭・スクールソーシャルワーカー・教育相談員)
 - 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。
(組織は、管理職・首席・児童支援担当者・人権教育担当者・生活指導担当者・養護教諭・教育相談員・スクールソーシャルワーカー、その他の関係者により構成する)
 - いじめの防止等に関する年間計画を策定する。(別紙1)
 - 「すいたGRE・ENスクールプロジェクト」を基に、計画的に校内研修を行う。
 - 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員にも意見を求める。
- いじめについての共通理解を図り、児童がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともにいじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童自らがいじめについて学ぶ取り組みを進める。
 - 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
 - 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
 - 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力を向上する。

- 児童会活動を活性化し、児童自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
- ともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
- インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

(早期発見)

第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

- 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。
 - 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
 - 学校生活アンケートを年に3回実施する。
 - SUNネット端末(iPad)の「マモレポ」を活用し、いじめの早期発見につなげる。
 - スクールソーシャルワーカー、教育相談員は、コア会議に出席し、情報の共有化と課題対応にあたる。

(いじめに対する措置)

第4 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

- 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに関係職員で「いじめ防止対策委員会」を開き、情報共有・対応の方針を決定する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
 - いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
 - 事態の軽重に関わらず、速やかに保護者へ事実関係を伝える。
 - 被害児童に寄り添い、安心して登校できる体制づくりを行う。
 - 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
 - いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう学級・学年に指導する。
 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。(別紙2)
- 重大事態が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
 - いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、いじめ防止対策委員会による調査を行い、事態の早期解

決に取り組む。

- (2) いじめ防止対策委員会は、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
- (3) 必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

(その他)

いじめ解消の定義

- ① いじめに係る行為が止んでいること。
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間…3か月を目安とする)
- ② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童等本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、当該のいじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。